

区分	年度
地域指定年度	昭和 48 年 旧小野田市
	昭和 48 年 旧山陽町
計画策定年度	昭和 48 年 旧小野田市
	昭和 48 年 旧山陽町
計画見直し年度	昭和 54 年 旧小野田市
	昭和 56 年 旧山陽町
	昭和 61 年 旧小野田市
	昭和 63 年 旧山陽町
	平成元年 旧小野田市
	平成 7 年 旧山陽町
	平成 22 年
	令和 3 年
市町村コード	35216

山陽小野田農業振興地域整備計画書

令和 3 年 1 2 月

山口県 山陽小野田市

< 目 次 >

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向.....	1
	(1) 土地利用の方向.....	1
	ア 土地利用の構想.....	1
	イ 農用地区域の設定方針.....	3
	ウ 農地の3区分に関する設定方針.....	4
	(2) 農業上の土地利用の方向.....	5
	ア 農用地等利用の方針.....	5
	イ 用途区分の構想.....	5
	ウ 農地の3区分に係る構想.....	7
2	農用地利用計画.....	8
第2	農業生産基盤の整備開発計画	9
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	9
2	農業生産基盤整備開発計画.....	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	10
4	他事業との関連.....	10
第3	農用地等の保全計画	11
1	農用地等の保全の方向.....	11
2	農用地等保全整備計画.....	12
3	農用地等の保全のための活動.....	12
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	13
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	14
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	14
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	14
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	16
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	17
第5	農業近代化施設の整備計画	18
1	農業近代化施設の整備の方向.....	18
2	農業近代化施設整備計画.....	19
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	19

第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	20
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	20
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	20
3	農業を担うべき者のための支援の活動	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	23
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	23
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	25
3	農業従事者就業促進施設	25
4	森林の整備その他林業の振興との関連	25
第8	生活環境施設の整備計画	26
1	生活環境施設の整備の目標	26
2	生活環境施設整備計画	27
3	森林の整備その他の林業の振興との関連	28
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	28
第9	付図	28
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	

別記農用地利用計画

(1) 農用地区域	別-1
ア 現況農用地等に係る農用地区域	別-1
イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	別-67
(2) 用途区分	別-68

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の位置

本市は、山口県の南西部に位置し、南北が約 20 km、東西が約 15 km、総面積は 133.09 km²である。西は下関市、東は宇部市、北は美祢市と接しており、南は周防灘に面している。

(イ) 自然的条件（地形、気象）

本市北部の市境一帯は、標高 200～300 m 程度の中国山系の尾根が東西に走り、森林地帯となっている。中央部から南部にかけては、丘陵地、台地が広がり、海岸線一帯には干拓により形成された平地が広がっている。市内中央部には厚狭川、有帆川が流れ、平地部を通過して周防灘に注いでいる。

気候は、年間を通じて温暖で、降水量の少ない典型的な瀬戸内型気候を示し、生活環境、産業立地上の好条件を備えている。

(ウ) 土地利用の現況

市街地は、丘陵部から平地部を中心に発達し、この市街地を取り囲むように丘陵部の里山、河川、干拓地に広がる田園地帯、海などの豊かな自然のほか、森と湖に恵まれた公園や、海や緑に囲まれたレクリエーション施設があり、優れた自然環境に恵まれている。

(エ) 人口及び世帯数の状況

本市の人口は、昭和 30 年代の炭坑閉山に伴い、昭和 35 年（1960 年）から昭和 45 年（1970 年）にかけて減少し、その後、徐々に回復したものの、昭和 60 年（1985 年）をピークとして再び減少傾向へと転じ、緩やかに減少し続けている。一方、世帯数は一貫して増加傾向を示しており、核家族化が進行している。平成 27 年（2015 年）には 62,671 人と、人口減少に歯止めがかからない状況となっている。

年齢3区分別の人口では、平成7年（1995年）に老年人口が年少人口を上回り、以降少子高齢化が進んでおり、生産年齢人口は、平成2年（1990年）以降は減少傾向であり、平成27年（2015年）には35,000人を割り込んでいる。平成27年（2015年）の高齢化率は31.2%であり、超高齢社会（高齢化率21.0%以上）となっている。

（オ）産業経済の動向

本市の産業特性は、市内従事者を産業大分類別にみると、製造業と医療・福祉、卸売業・小売業の業種で従業者が多く、全国との割合を比較する特化係数をみても製造業や医療・福祉関連は1.0を超えており、本市の特徴的な産業となっている。

（カ）土地利用の構想

本市は、緑豊かな山林や美しい海浜などの自然地域、農山村の田園地域、住宅が立地する地域、都市的施設の立地する地域、工業や商業などの産業が集積する地域など、多種多様な性質を持つ土地が集中・混在している。この特性を継承しながら、市域全体での一体的・総合的な発展を目指し、これまで整備してきた道路、鉄道、港湾などの交通基盤を活かしながら、各地域間の交通ネットワークを強化するとともに、コンパクトな市街地を形成し、歩いて暮らせるまちづくりを実現する交通体系の整備を進める。

農業上の土地利用については、市域のうち都市計画法に基づき設定された都市計画区域内の用途地域並びに風致地区等を除いた区域9141.8haを農業振興地域とし、当該地域を中心にほ場整備をはじめとする農業生産基盤整備等の一体的な推進を図るとともに、地域の特性、資源を生かした農産物、特産品の生産拡大や認定農業者、新規就農者の支援等による担い手の確保・育成等に取り組み、農地の利用集積等を含めた計画的な土地利用を推進する。あわせて、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮や農村・都市交流の場としての農業的土地利用を推進する。

なお、農業振興地域の現況と今後概ね10年間を見通した目標は次のとおりである。

[土地利用の構想]

単位：ha、%

	農用地		農業用施設用地		森林・原野 (うち混牧林地)		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成30年)	1,477.1	16.2	5.3	0.1	6,450.6 (0.0)	70.6 (0.0)	1,196.0	13.1	9,129.0	100.0
目標 (令和10年)	1,214.0	13.3	5.3	0.1	6,666.4 (0.0)	72.9 (0.0)	1,256.1	13.7	9,141.8	100.0
増減	△263.1		0.0		215.8		60.1		12.8	

(注) () 内は混牧林地面積である。

現在値は、基礎調査結果による。目標値は、過去の趨勢を踏まえた推計値。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地（農地及び採草放牧地）のうち、道路、河川等公益性が特に高いと認められる施設の整備に係る農用地で本計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ない農用地を除き、下記に該当する農用地約1,065haについて農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業またはこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある農用地

ただし、bの土地であっても、原則として不可避的受益地については農用地区域には含めない。

c a及びb以外の農用地で、本市の特性に即した農業の振興を図るため、農業上の利用を確保することが必要である農用地

- ・野菜、果樹等の地域の特産物を生産している農用地で、産地の形成上確保しておくことが必要な農用地

- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている農用地

- ・その他、将来的に認定農業者等の担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当と考えられる農用地等

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落内に介在する農用地

(b) 自然的な条件等から農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本市内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域とする方針とした現況農用地に介在し又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本市内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域とする方針とした現況農用地に介在し又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

設定なし。

ウ 農地の3区分に関する設定方針

(ア) 生産振興農地

農用地区域内の農地のうち、集団的に存在する農地又は土地改良事業若しくはこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある農地のように、農用地区域内の農地のうち生産性の高いものを「生産振興農地」として区分する。

当該農地は、最も優良な農地として位置付け、将来にわたり、農業生産を効率的に行うための農地とし、原則農業生産以外の利用を行わないよう努め、その保全・確保を図るものとする。

(イ) 多面的機能維持農地

農用地区域内の農地のうち、中山間地域等に存在する小規模・未整備地、傾斜地その他生産条件の不利な農用地区域内の農地を「多面的機能維持農地」として区分する。

当該農地は、将来にわたり、農業生産に加えて多面的機能を十分かつ適切に発揮するための農地としての利用を行うものとする。

(ウ) 生産・生活農地

農用地区域外の農地を「生産・生活農地」として区分する。

当該農地は、非農業的土地利用との調整を図りながら、農業生産に加えて非農家による農作物の生産活動や生活空間の景観形成等の土地利用を促進するものとする。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域として設定しようとする農用地等の大半は水田及び畑・樹園地として利用されており、水田については、引き続きほ場整備や農道、用排水路等の基盤整備の計画的な推進に努め、機械化一貫体系への対応等を進めることにより、効率的な土地利用を促進する。畑・樹園地についても、適地適作による多彩な産地の育成・振興に努め、引き続き農地としての利用を促進する。

なお、農用地区域内の土地の現況と将来構想は下表のとおりである。

[農用地等利用の方針]

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設 用地			計			森林・原野 等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
高千帆	329	313	-16	0	0	0	0	0	0	2	2	0	331	315	-16	0
厚狭	558	531	-27	5	5	0	0	0	0	1	1	0	564	537	-27	0
埴生	195	187	-8	0	0	0	0	0	0	2	2	0	197	189	-8	0
合計	1,082	1,031	-51	5	5	0	0	0	0	5	5	0	1,092	1,041	-51	0

イ 用途区分の構想

地区別用途区分の構想は、次のとおりである。

(ア) 高千帆地区（A地区）

本地区は、二級河川厚狭川と有帆川との間に位置し、およそ329haの農用地が広がっており、市街地に近接しながらも水稻を基幹作物とし、耕作されている。近年は江川、長田屋川、沖中川水系及び厚狭川水系に係る用排水施設の整備を重点的に実施してきた。南高泊干拓地区では、水稻に麦・大豆を組み合わせた複合経営が定着している。後潟地区においては、ほ場整備の実施により大区画化し、ほ場条件が大幅に改良された。他の地区についても整備の検討を進めながら、引き続き優良農地の確保に努め、現況用途での土地利用を図る。

(イ) 厚狭地区（B地区）

本地区は、美祢市境の北部山間地域から国道2号と国道316号を幹線とする市街地を経て瀬戸内海沿岸までの地域に位置し、およそ558haの農用地が存在している。山間部については、平沼田、川上、森広、赤川等の地区において、地域の実態に応じた様々なほ場整備が実施されており、市街地に近接する石束・不動寺原地区においてもほ場整

備が実施され、各地区において農事組合法人が設立されるなど農業活動が活発な地域である。さらに令和 5 年から郡・川東地区においてほ場整備が実施され、将来的には農事組合法人による営農活動が開始される予定である。

また、南部の古開作・沖開作の干拓地区は大規模な農地群で水稻を基幹としている。今後も基盤整備済のほ場を中心に生産振興に努め、現況用途での土地利用を図る。

(ウ) 埴生地区（C 地区）

本地区は、山間部、市街地周辺及び干拓地におよそ 1 9 5 ha の農用地が存在し、山間地域については、新農業構造改善事業により一体的に整備されている。埴生干拓は、畑地等造成事業により整備済であり、法人等による施設花き及び露地、施設野菜の生産が行われている。

また、近年は新規就農者及び法人が営農を開始しており、干拓等に点在する耕作放棄地の所有者と協議し、農用地の利用集積・集約化を図る。

ウ 農地の3区分に係る構想

(ア) 生産振興農地

生産振興農地として区分する次に掲げる農地群の農地については、農業生産を効率的に拡大するための農地として引き続き有効利用を図る。そのため、可能な限り農業生産以外を目的とする利用が行われることのないよう、その保全・確保を図るとともに、遊休農地の発生防止、解消に努め、優良農地の良好な状態での維持を図る。

[生産振興農地として区分する農地群の位置及び規模]

地区	農地群の位置	規模 (ha) ※農地面積
高千帆	後潟地区ほ場整備に係る農地群	37.0ha
	南高泊干拓地区農地群	69.0ha
	後潟上地区農地群	27.0ha
	上木屋地区農地群	15.0ha
	西高泊地区農地群	61.0ha
厚狭	柳瀬地区ほ場整備に係る農地群	11.8ha
	赤川地区ほ場整備に係る農地群	36.3ha
	七日町地区ほ場整備に係る農地群	16.3ha
	平沼田地区ほ場整備に係る農地群	18.5ha
	川上地区ほ場整備に係る農地群	30.9ha
	厚狭北部地区ほ場整備に係る農地群	18.4ha
	石東・不動寺原地区ほ場整備に係る農地群	23.6ha
	古開作地区農地群	61.0ha
	沖開作地区農地群	60.0ha
	鴨庄地区農地群	28.0ha
山川地区農地群	35.0ha	
埴生	埴生干拓地区畑地造成に係る農地群	51.4ha
	大持地区ほ場整備に係る農地群	16.2ha
	福田地区ほ場整備に係る農地群	42.4ha

(イ) 多面的機能維持農地

農業生産に加えて多面的機能を十分かつ適切に発揮するための農地として引き続き土地利用を図る。

(ウ) 生産・生活農地

非農業的土地利用との調整を図りながら、農業生産に加えて非農家による農作物の生産活動や生活空間の景観形成等、地域住民の生活にゆとりと潤いを与えるための農業的土地利用を促進する。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

地域農業の振興を図るためには、機械導入による低コスト化や水田の汎用化等による生産性向上に向けた農業生産基盤の整備は不可欠な要素である。

このため、本市においても、ほ場整備や農道、用排水路等を中心に整備を進めてきたが、今後も、効率的で多様な農業の持続的な展開を促進するため、農地中間管理機構との連携を図りつつ、農地の大区画化、水田の高機能化、農産物の流通のための農道整備、用排水施設の機能の維持増進等、良好な営農条件を備えた農業生産基盤の整備を計画的に推進する。

事業実施にあたっては、本市独自の事業等を活用し認定農業者や新規就農者等の担い手への支援を実施し、経営の安定化並びに次世代を担う農業者の確保及び育成を図りつつ基盤整備と合わせ一体的に取り組む。

以上に基づく各地区における整備及び開発の方向は次のとおりである。

(ア) 高千帆地区（A地区）

農道・用排水路の適切な維持、改修に努めるとともに、特に後潟上地区においては、令和元年度にほ場整備事業が完了しており、今後は整備されたほ場の適切な管理を実施する。

(イ) 厚狭地区（B地区）

効率的で、安全・快適な農作業の実施に向け、農道・用排水路等の適切な維持、改修に努めるとともに、郡・川東地区において、生産性向上を目指したほ場整備を実施する。

(ウ) 埴生地区（C地区）

農道・用排水路の適切な維持、改修に努めるとともに、引き続き王喜東地区において、生産性向上を目指したほ場整備を実施する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
区画整理	農業競争力強化農地整備事業 (経営体育成型) ほ場整備	郡・川東	25.0	1	R5～R11

3 森林の整備その他林業の振興との関連

各種生産基盤整備事業の実施にあたっては、林業施策との連携・調整を図り、林業経営と共用できる施設としての整備に努めるなど、農業と林業の一体的な振興を図る。

4 他事業との関連

「第二次山陽小野田市総合計画」及び各分野別計画等に基づき実施される道路整備や河川整備、治山事業等の諸事業との連携・調整を図りながら、効率的で効果的な農業生産基盤整備事業の推進に努める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市の農地においては、生産振興農地として区分される農地群658.8haについて、251.4haがほ場整備され、埴生干拓の51.4haが畑地造成を完了しているが、中山間部に位置する多面的機能維持農地については、急傾斜等により面的な基盤整備が困難なことから生産性も低く、農業経営上不利な条件となっている。あわせて近年の農業従事者の高齢化や後継者不足等を背景に、生産性の低い農地を中心として遊休農地が増加傾向にあり、食料の供給に加え、地域環境の保全、水源かん養、洪水等の災害防止、緑や景観の提供等の農地の持つ公益的・多面的機能の低下が懸念されている。

このため、農業生産基盤の整備計画に基づき、ほ場整備をはじめ農道、用排水施設等の整備を推進し、農作業の効率化と生産性の向上を図る。また、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金等を活用した集落全体での農地の保全・管理の取組や安定的な経営体への農地の利用集積等を促進するなど、農業委員会と連携し、荒廃農地の発生防止及び解消に努め、農用地等の保全・有効利用を図る。

また、近年の局地的豪雨による災害の多発等を踏まえ、「地域防災計画」に基づき、治山事業、ため池整備等を計画的に進め、農用地等における災害発生の未然防止及び機能回復を図る。

一方、市街地周辺においては人口流入に伴う宅地化が進み、一部には農地のスプロール的かい廃の傾向がみられるものの、近年、人間らしくゆとりと潤いに満ちた生活空間を求めて、自然環境の保全を視点とした農地等の多面的機能が評価されている。今後は、土地利用の整序化をより明確にし、「農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保」を積極的に推進するとともに、非農業的土地需要にも応えながら、広く地域の人々が農業・農村の有する多面的機能を享受できるように、都市と農村が調和した施策を総合的に推進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
用水改良	農村地域防災減災事業（河川応急） 頭首工一式	石井手	74.0	1	R2～R5
排水改良	水利施設等整備事業 （基幹水利施設保全型） ポンプ2基・電気設備1式	沖開作	52.0	2	R3～R7
排水改良	水利施設等整備事業 （基幹水利施設保全型） ポンプ1基	古開作	55.0	3	R6～R9

3 農用地等の保全のための活動

（1）多様な主体による農地の有効利用

農地等がもつ公益的・多面的機能の普及啓発や、地域ぐるみで農地を守り生かすためのビジョンづくり、共同活動の支援を行い、地域の自主的・主体的な農地保全活動を促進する。あわせて、新たな担い手として、新規就農や異業種企業の農業参入等を促進するほか、市民農園の利用を促進し、農村と都市が一体となった本市の特性を生かした農業体験の場、交流の場としての農地の保全・活用を図る。

（2）荒廃農地の発生防止及び解消

農業委員会等の関係機関と連携して人・農地プランの実質化を推進し、地域における中心的な役割を果たす農業者を明確化し、農地の集積・集約化を促進する。あわせて荒廃農地の発生防止及び解消に向けた取組を実施する。

（3）中山間地域等直接支払交付金の活用

平地に比べて生産条件の不利性をもつ中山間地域においては、過疎化、高齢化、農家数の減少等の理由により、担い手確保が大きな課題である。都市住民等の活動ネットワークの構築、地域住民活動を推進する人材の育成、農地や土地改良施設の保全・利活用及び整備等の促進に対する取組を住民理解のもとで支援することにより、荒廃農地の発生防止や多面的機能の維持に努める。

(4) 多面的機能支払交付金の活用

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。

(5) 鳥獣等被害対策の推進

農作物の安定生産を図るため、鳥獣等被害の実態把握、駆除や捕獲実施に努めるとともに、市独自の防護柵の設置に対する補助事業等を活用し、鳥獣等の生態に応じた効果の高い防護柵の設置を促進するなど、被害防止対策を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地等の保全のための取り組みの実施にあたっては、健全な森林の保全に配慮するとともに、森林整備計画との調整を図り、農業と林業の一体的な振興に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成していく。

また、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者等に対して、農業経営基盤強化の促進に対する措置等を総合的に講ずることにより、本市農業の健全な発展を図るものとし、具体的な経営の指標については、山陽小野田市及びその周辺の市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね300万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

[営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標]

営農類型		経営規模
個別経営体	土地利用型 複合	水稲 7.0ha 大豆 3.0ha 麦 3.0ha <経営面積：10.0ha>
	土地利用型 複合	水稲 2.0ha グリーンアスパラガス 0.3ha <経営面積：2.3ha>
	土地利用型 複合	水稲 4.0ha 玉葱 } ブロッコリー } 0.5ha かぼちゃ } <経営面積：4.5ha>
	畜産 単一型	搾乳牛 30頭 育成牛 10頭 飼料作物 2.0ha <経営面積：2.0ha>
組織経営体	土地利用型 複合	水稲 13.0ha 大豆 6.0ha 麦 6.0ha 玉葱 1.0ha <経営面積：20.0ha>
	土地利用型 複合	水稲 8.0ha 麦 3.0ha かぼちゃ 0.8ha <経営面積：11.8ha>

[効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に関する目標]

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標
概ね 40%

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地の有効利用を図るためには、農業に意欲を持って効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等の担い手に効果的な農地の集積と集約化を進め、農地利用の最適化に努めていく必要がある。

そのため、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地集積の推進並びに農業委員会等に関する法律により義務化された農地等の利用の最適化の推進に向けて、農業委員及び農地利用最適化推進員とも連携を深めながら適正な農地利用を進めていくものとする。

また、これらを実現するため、各地区の人・農地プランを軸とした徹底した話し合いを進め、農地中間管理事業を活用した農地集積の推進と、地域合意に基づく土地利用の見直しを行っていくものとする。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者等の育成対策

経営意欲の高い認定農業者等に対し、関係機関等との連携のもと融資制度や生産技術指導等の支援を行い、市独自の事業等を活用し地域農業の優れた担い手としての役割が發揮できるよう育成を図る。

(2) 農用地の流動化対策

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、関係機関等との連携のもとで推進を図る。農地中間管理事業については、実質化された人・農地プランをベースとした積極的な活用を推進する。

(3) 農業生産組織の活動促進対策

各地区における農業の中心的担い手として、認定農業者等を軸にした農業生産組織の育成を図り、機械の共同利用の促進や農業経営の複合化等による農業の効率化を推進する。

また厚狭地区においては、農事組合法人が6法人設立されており、それぞれの地区で営農している。今後は、各農事組合法人の活動の継続を支援するとともに、6法人で構成する集落営農法人連合体の体制強化を支援し、農作業の受託を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備計画との調整を図りながら、自然環境の保全形成に配慮しつつ、総合的かつ計画的に推進していく。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

認定農業者等の担い手への農地の利用集積を進めながら、農業生産基盤の整備とあわせ、農業近代化のための高性能農業機械及び施設の導入・整備とその共同利用の促進を図る。

このような施策の展開により、効率的な生産体系の確立を図り、消費者ニーズに対応した良質で安全な農産物の効率的、安定的な生産の振興を図る。

(1) 重点作物別の整備方向

ア 水 稲

本市の基幹作物であり、ほ場整備完了地区においては大型機械の共同利用体系を確立し、労力の低減化、生産の効率化を促進し、他の作目との複合経営を図るとともに、JA等と連携し地帯別の適品種の作付け誘導を行い、稲作経営の安定向上を図る。

イ 麦・大豆

麦・大豆は、水田の効率的な利用に有効な作物として重要な位置づけにあることから、農業法人、認定農業者等を中心に農作業の共同化・規模拡大、大型機械の共同利用体系を確立し、安定生産と品質の向上を図る。

ウ 野 菜

山口県野菜認定産地認定要領に基づき認定生産地として認定されたブロッコリー、かぼちゃ、ネギ、アスパラガスのほか、タマネギ等の高収益作物の生産拡大のため、共同機械の導入やパイプハウス等の栽培管理施設整備の促進を図る。

エ 花 き

埴生干拓を拠点に安定した生産・供給量が見込まれ、需要の増大も期待されることから振興品目を選定し、指導體制を強化するとともに、パイプハウス等の栽培管理施設の整備促進を図り、施設園芸の規模拡大を推進する。

オ 畜 産

生産から消費に至る各段階での畜産物の安全性の確保が求められる中で、徹底した飼養衛生管理とトレーサビリティ（生産・流通段階での履歴）が重要となっており、畜産物の流通の合理化や家畜排泄物の適正な管理・利用についての取り組みを推進する。

また、耕畜連携による循環型農業の確立のため、たい肥舎整備を進める。

（２）地区別の整備方向

高千帆地区においては、干拓地に大区画ほ場が整備され、周辺にもほ場整備が実施されている地区があることから、効率的農業経営を進めるため大型機械の導入や機械の共同利用を推進する。

厚狭地区においては、現在まで農事組合法人が6法人設立されており、令和4年度には新たな農事組合法人が設立され、あわせてほ場整備も実施されることから、水稻及び小麦、大豆の生産により、農地が効率的に利用されることが期待され、そのための機械化を積極的に推進する。

埴生地区においては、花き及び野菜生産が盛んであり、実態に応じた施設整備を促進し、支援を行う。また、近年当地区においては新規就農者が就農しており、あわせて支援を行い、効率的な農業経営を進めるための機械化を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

特になし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備計画等との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図るとともに、施設整備にあたっては、間伐材の有効活用を図るなど、農林業の一体的な振興に努める。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者については、高齢化の進展と後継者不足により、その人数は年々減少している。この傾向は本市だけではなく全国的な課題であり、国においても新規就農者の確保と育成に向けた対策が実施されている。その対策である農業人材力強化総合支援事業は、就農前後の資金となる農業次世代人材投資資金を交付することで、新規就農者確保につなげていくもので、本市においても当制度を活用した新規就農者が誕生するなど一定の効果をあげており、あわせて、本市独自の事業として新規就農者支援事業及び担い手支援事業を創設し、新規就農者の確保や担い手の育成に取り組んでいる。

また、担い手の所得向上へ向けた取組みとして6次産業化・農商工連携応援事業を創設しており、担い手の経営の安定化に努めている。

さらに、次代を担う子どもたちや都市部住民の農業に対する理解を深めるための情報発信・体験・交流の場づくりに努め、将来的な担い手づくりを推進する。

諸施策の推進にあたっては、山口県、公益財団法人やまぐち農林振興公社等の関係機関や施設との連携を図るとともに、体験型施設等の整備について検討を進める。

山陽小野田市第二次総合計画（平成30年3月）

指標	説明	現状値 (平成28年度)	前期目標値 (平成33年度)
法人を含む認定農業者数	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を作成し、市の認定を受けた農業者数	53人	55人
集落営農の法人化数	1～数集落を範囲として、農地の利用調整や農業経営を効率的に行うために設立された農業生産法人数	6法人	7法人

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

特になし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農業の技術、知識の習得への支援

スキルアップに向けた研修や技術習得及び経営管理能力の向上に向け、農業協同組合、山口県、農業委員会等、関係機関との連携によるサポートチームを組織しながら、個々にあった適時的確な支援を行っていく。

(2) 就農準備に必要な資金手当の支援

国の施策である農業次世代人材投資資金は、新規就農者にとって非常に大きな資金となる。青年等就農資金などの制度資金等も同様であり、まずは受給等の条件整備に対する支援を行う。特に整合性が必要となる人・農地プランにおいては、新規就農者が中心経営体と位置付けがされるよう調整を図る。

また、本市独自の制度である新規就農者支援事業を活用し、就農に必要な機械等の整備について支援を行う。

(3) 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

生産基盤となる農地の取得、利用権設定等においては、農業経営基盤強化促進事業等を活用した支援を行うとともに、特に農地中間管理事業の効果的な活用を促進し、経営農地の規模拡大や有効利用、集積と集約化を支援する。

(4) 女性農業活動への支援

女性の農業経営への積極的な参加を促すため、地域農業活動の実践集団である生活改善実行グループ等の女性グループ活動を支援するとともに、家族の中での労働条件等を取り決める家族経営協定の締結や学習活動を通じた経営管理能力の向上等を通じて、女性の参画を促進する。

(5) 農業者同士を結ぶネットワークづくり

情報交換の場や交流活動を通じて農業活動に取り組む人・組織が相互に連携・協力できるネットワークづくりを支援する。

(6) 地域農業に対する理解の促進

親子農業体験等の体験・交流事業や学校給食への地産地消の取組、地域における食育教育の推進を図ることにより、子どもたちや都市部住民の地域農業及び農産物への理解を促進し、将来的な農業の担い手の確保につなげる。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備計画等との連携・調整を図りながら、共に課題となっている担い手確保については、連携を図りながら対応していく。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市では、農家（販売農家）のうち農業外所得が主である第2種兼業農家が約53%を占めており、その大半は、農業以外の仕事に恒常的に勤務している。このため、農業従事者の就業機会の確保により安定的な就業の促進を図ることは、地域農業の持続的な発展を支える上で重要な課題である。

小野田・楠企業団地に企業誘致を進め、これまで工場設置奨励条例等の優遇制度の拡充を図り、誘致活動を推進してきた。今後とも、臨海部や山陽新幹線厚狭駅周辺をはじめとした商工業地区と農村地域とが近接した本地域の地域特性を生かし、企業立地支援制度を活用する中で企業誘致や民間設備投資の促進、さらには新産業・新事業の創出・育成等により産業振興に努め、本市全体の雇用機会の拡大を図ることで、農業従事者の安定的な就業を促進する。

また、農業経営においても従来の農産物の生産と出荷にとどまることなく、農産物の加工や販売の一体化による6次産業化を推進するため、本市独自の事業である6次産業化・農商工連携応援事業等を活用し、付加価値の向上を目指し、担い手の安定的な農業所得の増大と産地収益力の向上を促進する。

さらに、今後はロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業「スマート農業」の導入により、作物の安定生産や経営安定、作業負担の軽減・省略化、限られた労働力での規模拡大、熟練者の高い技術力の新規参入者への継承を図り、農業が将来にわたり持続的な成長産業になることを目指す。

〔農業従事者の勤務形態別兼業状況〕

単位：人

区 分		従 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤務	第1次産業	13	9	22	17	2	19	30	11	41
	第2次産業	43	12	55	32	9	41	75	21	96
	第3次産業	57	47	104	64	21	85	121	68	189
	計	113	68	181	113	32	145	226	100	326
自営 兼業	第1次産業	11	6	17	1	1	2	12	7	19
	第2次産業	2	0	2	1	0	1	3	0	3
	第3次産業	13	9	22	6	5	11	19	14	33
	計	26	15	41	8	6	14	34	21	55
出稼ぎ	第1次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第3次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日雇・ 臨時雇	第1次産業	3	2	5	2	1	3	5	3	8
	第2次産業	5	2	7	2	0	2	7	2	9
	第3次産業	16	21	37	2	6	8	18	27	45
	計	24	25	49	6	7	13	30	32	62
総 計		163	108	271	127	45	172	290	153	443

(注) 「山陽小野田市 農業振興地域整備計画に関する農家アンケート調査（令和元年6月実施）」結果より
 (農業従事者のうち、農業以外の仕事に従事している人数についての設問。本アンケートによる結果として集計したものであり、実際の規模や統計等とは必ずしも一致しない。)

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

若年層の地域定住、本市の活性化に資するためにも、安定した就業機会創出に向けた企業誘致等の活動は継続して力を入れていくとともに、農業においては組織化・法人化、さらには法人連合体の強化等を推進し、農業における雇用と農業従事者の確保を図る。

また、高齢化等に伴う離農などもあり、担い手への農地の集積・集約化を推進するため、各地区において人・農地プランの話し合いなどを通じ、意識の把握、各種情報交換を密にする。

さらに、農林漁業者による6次産業化や中小企業者と連携した農商工連携を一体的に取り組み、本市独自の事業である6次産業化・農商工連携応援事業等を活用し、農産物の高付加価値化や新商品開発など新たな地域ビジネスを展開し、就業機会の拡大を図る。

3 農業従事者就業促進施設

農業以外の産業振興施策及び雇用施策等との連携を図りながら、就職・雇用に関する情報提供・相談体制の整備とあわせて、必要な施設について検討する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林業者の大部分は経営規模の零細な林業者であり、第2種兼業の割合が高く、農業をあわせて営んでいる場合が多い。農山村地域の過疎化、高齢化を背景に、林業においても従事者の減少、高齢化が課題となっており、林業従事者の安定的な就業の促進について農業従事者の就業促進対策と一体的な推進を図る。

第 8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村地域の特性を生かした地域の発展と住みよい地域づくりのため、本市の総合計画や都市計画との調和を保ちつつ、周辺の営農環境と調和の取れた良好な居住環境の整備に努める。

また、転入やU J Iターンに関する支援制度について情報提供や相談体制を充実するとともに、本市の魅力を積極的に広く市外にPRしていくことで、移住・定住の促進を図り、次代を担う農業後継者の確保を図る。

(1) 安全性

本市の優良農地の多くが干拓地であるため、過去における農業災害は、塩害、浸水、高潮等によるものが多い。しかし、近年の土地改良施設修繕保全事業等や、長年にわたる河川の改修、海岸保全事業等の浸水対策、さらに下水道整備等により、被害は大幅に改善している。また、農村地域防災減災事業等によりため池の計画的整備を行っている。今後は老朽化した排水路・ポンプ場などの排水施設の改修・整備を図る。

(2) 保健性

医療については、市民がいつでも安心して医療の提供を受けられるよう、保健・医療機関相互の連携や広域的な地域医療体制の確保に努めており、また市民病院では、公立病院として地域医療の中核を担い、継続的かつ安定的に安心・安全な医療を提供している。

上水については、浄水場等の基盤施設の整備を計画的に実施してきた一方で、高度成長期において集中的に整備した水道施設が老朽化し、更新の時期を迎えており、人口や有収水量が減少する中、将来を見据えた適正な施設規模を考慮しながら計画的な更新を行う必要がある。

汚水処理については、処理場及び中継ポンプ場において機器の老朽化が著しく、大規模修繕・更新の時期を迎えており、また管渠及びマンホールポンプ場も老朽化が進んでおり、計画的な改修、更新に取り組んでいく。

ごみ処理については、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの収集・処理体制の整備、処理施設の更新を図るとともに、資源循環型社会への意識啓発を進める。

(3) 利便性

本市の交通体系は、山陽新幹線の厚狭駅や山陽自動車道、さらに、バイパス道路の整備により、広域的なアクセス性の面では非常に便利になっている。一方で、県道小野田山陽線をはじめ、慢性的に交通渋滞が発生する区間がみられるほか、住宅地内の狭い道路を自動車が通り抜けるために歩行者の安全性が懸念される地区もみられるため、自動車及び歩行者の安全で円滑な移動を確保する道路ネットワークの形成が必要である。また、高齢化に伴い自家用車を使わない人が増えることが予想されるため、自転車・歩行者空間の整備や公共交通サービスの充実がますます求められているといえる。

今後は、これまで整備してきた道路、鉄道、港湾などの交通基盤を活かしながら、各地域間の交通ネットワークを強化するとともに、コンパクトな市街地を形成し、歩いて暮らせるまちづくりを実現する交通体系の整備を進める。

(4) 快適性

農村地域においては、住民のコミュニティ施設として集会所、広場等が整備されているが、今後とも、地域住民のニーズに対応したコミュニティ施設の整備を図るとともに、地域の高齢化に対応した医療・介護施設の充実や在宅介護サービス等の介護システムの確立、さらに、児童数や保育需要に対応できるよう、保育所等の施設の充実に努める。

(5) 文化性

本市においては、各地で多彩な郷土行事が開催されているとともに、古式行事をはじめとした伝統的な郷土芸能等が受け継がれている。このような農村地域における歴史的・文化的な環境を本市の重要な資産と位置づけ、今後も保全・継承を図る。

2 生活環境施設整備計画

特になし。

3 森林の整備その他の林業の振興との関連

森林整備計画等との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

「第二次山陽小野田市総合計画」及び各分野別計画等に位置づけられた各種事業との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。

第9 付図

別 添

1. 土地利用計画図（付図1号）
2. 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
3. 農用地等保全整備計画図（付図3号）

山陽小野田農業振興地域整備計画書

令和3年12月

山陽小野田市